

淵上裁判控訴審不当判決に対する見解

本日（2024年11月21日）、東京高裁（後藤健裁判長）はJ R東海労淵上中央執行委員長が本来の職場である東京第二運輸所に復帰を求めた地位確認請求裁判控訴審（通称：淵上裁判控訴審）で、これを棄却した。

労働者は企業と雇用契約を結んだら労働義務はあるが、どういう仕事をするか選択する権利はない、という企業の側に立った論理にすぎない。

淵上委員長は2021年9月に本人の同意なしに警備会社であるスリーエスに出向命令されたが、この出向は無効であると裁判闘争に決起し、その結果、スリーエスの出向は取りやめとなった。出向が解除されたら元職場に戻るのが会社として当然やらなければならないことであるにもかかわらず、会社は淵上委員長を元職場には戻さず人事課勤務のままとし、実際には出勤しなくて良いという前代未聞の対応をとったのである。そして、淵上委員長が定年である60歳を迎え、専任社員雇用契約を結ぶ段階で新横浜駅（営業第二科）への勤務を命じたのである。

このように①本人の同意を得ずに強制的に出向を命令。②出向取り消しとなっても元職場に戻さない。③人事課所属とし、出勤させない。④無理やり定年退職日付（2021年11月30日）で就業場所を新横浜駅とし12月1日から専任社員として新横浜駅（営業第二科）に勤務を命じる。こうした流れを客観視すると、淵上委員長を東二運から追い出すための策動であることは明白だ。つまり、J R東海労の拠点の一つである東二運を含む運輸所の職場からJ R東海労組合員を放逐し、拠点をつぶすという労働運動破壊そのものを目的にした不当労働行為である。

しかし、判決はこのことにまったく触れないばかりか淵上委員長が簡易苦情処理は出したが2021年12月1日から新横浜駅において業務に従事しているから問題はないとしているのである。われわれは企業が事業展開するためには、労働者の人権を無視しても構わないという不当極まりない判決を許さない。そして、J R東海の労働運動否定、労働者軽視を許さず、J R東海に働くすべての労働者の権利を守り、労働条件向上のためにさらに奮闘する。

2024年11月21日

J R東海労働組合中央本部

J R東海労新幹線地方本部